

アメリカ経済思想史における株式会社論

——ヘンリー・ケアリーのアソシエーション論を中心に——

高橋 和男

I

ケアリー (Henry Charles Carey, 1793-1879) の経済思想の核がその株式会社論にあることは、ドーフマンやシュレシンジャー 2 世といった一時期を画する研究者がすでに指摘したことである。20世紀初頭の革新主義者ヴェブレン (Thorstein Veblen, 1857-1929) やビアード (Charles A. Beard, 1874-1948) の思想的流れをくむ両者は、営利企業に批判的な立場から、アメリカにおける自由放任思想の源流としてケアリーを槍玉にあげたのである。すなわち、反ジャクソン大統領を標榜するホイッグは「彼らの嫌悪したどんな規制にも反対して自由貿易を称賛したし、そして、この教義を『営利企業の自由』というあいまいかつ幅広い意味で適用することができた。それはちょうど場合によっては彼らが労働者を産業家と言いかえることができたようなものだ。だからまたケアリーは、『アソシエーション』というフーリエ主義者の概念を有限責任と譲渡可能株式をもつ『株式会社』に器用に換骨奪胎することができたのであった」、とドーフマンは周知の大著において断罪した¹⁾。シュレシンジャー 2 世も簡潔に次のように書く。「ケアリーによれば国民的協調の要諦は『アソシエーションとコンビネーション』に対する障害を取り除くこと、言いかえれば、株式会社を解放することだった。ケアリーは株式会社を経済進歩の天与の担い手としてとらえた。株式会社それ自体が彼の経済学の指令塔となつた。」²⁾、と。

筆者はかつてケアリーの「アソシエーション」論について考察した際、「自発的結社としての株式会社」と題した一節で彼の株式会社論に触れたことがある³⁾。本稿はその後の研究史を視野に入れつつ、ドーフマンらの解釈の妥当性を吟味し、その歴史的被制約性を問うことを課題としている。社会哲学ないし政治経済学としての革新主義とニューディールの枠組みが問い合わせられつつある現在、何よりも歴史的研究対象にじかに触れることが大切だろう。新たな問題

1) Joseph Dorfman, *The Economic Mind in American Civilization*, The Viking Press, Vol.2, 1946, 790.

2) Arthur M. Schlesinger, Jr., "Ideas and Economic Development," in A. M. Schlesinger, Jr. and Morton White, eds., *Paths of American Thought*, Houghton Mifflin, 1963. 117.

3) 拙稿「ヘンリー・ケアリーの「アソシエーション」論」、小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂 1988年 7月所収。

意識⁴⁾に沿ってケアリーの経済思想を捉え直すにもます、何が認識上の足枷となっているのかその正体を知らなければならない。

最初に筆者のこれまでの研究に拠ってケアリーの「アソシエーション」概念には広・狭あるいはマクロ・ミクロの二つの次元があることを指摘しておきたい⁵⁾。前者は、commerce, society といった他の術語と互換的に用いられることがあり、社会的分業と交換の関係を表すものである。なお、この広義の概念には地域主義的経済論（concentration, localization）と保護関税論という二つの系がある。他方、後者は、さまざまな自発的結社を意味する。その典型が本稿で論じる株式会社である。その他に協同組合は含まれるもの、労働組合は含まれない（というより、ケアリーは後者に対して否定的であった）。

さらに、この自発的結社の系には、合衆国からタウン（地方自治体）に至る連邦制度を構成するあらゆる政治組織あるいは統治体を対象に使用される用法がある。たとえば、「連邦政府はそれ自体一つのアソシエーションである」というように。あるいはまた、「連帶」、「結合」「協力」、「協業」、というように抽象的な意味でも、つまり人々の意思や行為や絆の自発性を問題にするとときの術語としても用いられる（いわゆるボランティア活動）。したがって、国民と国民の交際、つまり国際関係を表現するときにもこの「アソシエーション」が使用される。

ケアリーの「アソシエーション」概念のもう一つの特徴は、「個性」（individuality）概念と両極をなしていて、両者が相互に媒介しあうものとして捉えられていることである。たとえば、人口密度が高まるにつれて人々の「個性」化も進み、「社会的分業」もそれだけ多様化するとケアリーはいう（逆も真）。しかし、この場合の「個性」化は社会的分業を担う人々の専業化・専門化を意味するものであるが、工場内の技術的分業にたずさわるような、個としての自由な「自己発展」（W. フンボルト）の道を事実上閉ざされたいわゆる部分労働者を意味しない。たとえそのような工場労働者について述べられる場合でもケアリーのそれは、一時的な存在であつて、マルクスのいう意味でのプロレタリアートとは異なる。ケアリーのいう「労働者」は理想型としては経済史でいう「独立生産者」であつて、政治的、社会的、経済的にあくまでも自立した市民階級を指し、共和社会の担い手として捉えられている。

4) 以下はいずれもケアリーに直接触れたものではないが、問題意識の上で本稿と重なるところが多い。

Sally F. Griffith, "Order, Discipline, and a Few Canon: Benjamin Franklin, the Association and the Rhetoric and Practice of boosterism," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, Vol. CXVI, No. 2, April 1992. Pauline Maier, "The Revolutionary Origins of the American Corporation," *The William and Mary Quarterly*, 3rd Series, Vol. L, No. 1, January 1993. 初期のコレクティヴィズムへの関心が共通して見られる。

5) 以下の叙述については前掲注3) および次の拙稿を参照されたい。「アメリカ体制」派経済学の思想的特質の一考察——ヘンリー・C・ケアリーの「個性」概念を中心に——』『立教経済学研究』第43巻第3号、1990年。

以上のような意味でのケアリーの完成した「アソシエーション」概念は、1848年初頭に公刊された『過去・現在・未来』においてはじめて見出だされる⁶⁾。後に主著『社会科学原理』においてそれは委曲をつくして説明されることになるが、その短縮版であるマッキーン編『社会科学入門』にその最も簡潔でかつ包括的な定義が見出だされる⁷⁾。しかしながら、ケアリーに関するモノグラフを著すような専門研究者から、ケアリーの社会構想を自説の枠組として援用するごく最近の歴史研究者まで、彼の鍵概念である「アソシエーション」について正確な理解を欠くのが研究史の実情である。たとえば定評あるモノグラフの著者グリーンでさえ次のように記している。「ケアリーの社会学の要石が『アソシエーション』であったことが想起されよう。この術語はときに『社会』と同様に用いられ、ときに人口の『集中』(concentration) とそれに伴う有益な多様な分業を描くために用いられた。ケアリーの研究手続きはこの術語の使用の歴史においてよく示されている。早くも1838年に『経済学原理』第2巻の刊行によって、彼は実際にはその術語を使用することなく、術語が指し示す対象についての論じ方を念入りに仕上げていた。この術語自体は1848年に『過去・現在・未来』において初めて用いられた。この術語の採用はいかなる点でもその指示物〔=対象〕を変えなかった。フーリエ主義が1840年代にアメリカにおいて博した人気に彼がつけ込んでいたことは明白である。」⁸⁾

本稿はグリーンの記述もまた幾重にも誤りを犯していることを論証することを重要な課題としているが、同時に、歴史研究者フォナーに端を発する、「アソシエーション」イコール「独立生産者社会」という、自發的結社論抜きの、したがって、株式会社論抜きの、解釈もまた看過しえない瑕疵を含むと考える⁹⁾。1850年代の結成期共和党の経済社会ヴィジョンを分析した

6) Henry C. Carey, *The Past, The Present, and the Future*, Philadelphia : Carey and Hart, 1848. これについては前掲注3) の拙稿を参照されたい。

7) *Principles of Social Science*, Philadelphia : J. B. Lippincott, 3 vols., 1858-59. Kate McKean, *Manual of Social Science ; Being A Condensation of the "Principles of Social Science" of Henry C. Carey, LL. D.*, Philadelphia : Henry Carey Beard, 1864.

8) Arnold W. Green, *Henry Charles Carey : Nineteenth-Century Sociologist*, University of Pennsylvania Press, 1951, 150. グリーンは、一方で、ケアリーが「アソシエーションを株式会社の有限責任という具体的な規定と同一視するところまでいってる」(152-153) と指摘しつつも、あくまでも、ケアリーはこの概念を社会的分業の次元で用いていたと解釈する。Idid., 70ff.

9) Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men : The Ideology of the Republican Party before the Civil War*, Oxford University Press, 1970, 36-38. 「農業の子孫としての工業」を支持したケアリーをアダム・スミスの「アメリカにおける後継者」とフォナーが呼ぶのはその限りで妥当であるが、ケアリーの全体像に即した場合、準公共的分野（銀行・保険・運河・給水）以外の分野にも無条件で株式会社化の道を開こうとしたのであるから、ケアリーは、正確には、スミスの不肖の弟子である。cf. Eric Foner, *Politics and Ideology in the Age of the Civil War*, Oxford University Press, 1980, 100. フォナーの解釈に連なるのが宮野啓二氏の、『アメリカ国民経済の形成』お茶の水書房、1971年に含まれるケアリー論である。特にその217-18, 225, 230頁を参照。以上の研究史の整理に、拙稿、「H・C・ケアリー研究序説——予備的考察・その1——」『立教経済学研究』第41巻第1号、1987年7月、がある。なお、ケアリーの農・工分業論を援用した最近の研究に Gerald Berk, *Alternative Tracks : The Constitution of American Industrial Order, 1865-1917*, The Johns Hopkins University Press, 1994 がある。

フォナーの研究は権威としてしばしば引用されるが、その際研究者はフォナーの犯した誤りを正すどころか、同じ過ちをくり返す例が跡をたたない。すなわち、株式会社設立の自由化を唱えたケアリーは（この点についてはドーフマンやシュレシンジャー2世の解釈に誤りはない）、フライヤーによって、むしろ草創期共和党員の株式会社に対する不信を代弁した「自由労働」のイデオロギーとして扱われるのである¹⁰⁾。フォナー以降直接ケアリーの著作にも踏みこんだ数少ない研究者の一人ヒューストンでさえ、ごく最近の論文において、ケアリー「アソシエーション論」の内在的な検討を放棄したまま、共和主義的富の分配理論＝「労働の果実」論と、株式会社論とが両立不可能であると主張している¹¹⁾。ヒューストン自身かつてフォナーの独立生産者的ヴィジョンに疑問を呈したことがあるだけに残念である¹²⁾。

以下において、まず、ケアリーの「アソシエーション」概念の由来について上述のような解釈すなわち、フーリエ主義の影響を強調するドーフマンやグリーンの解釈をケアリーの著作に照らして検討し、ついで、ケアリー株式会社論のもつ歴史的意義について同時代人の認識と比較しつつドーフマンらとは別の角度から批評することにしたい。

II

ケアリーは、公刊された著作としては第2作にあたる『経済学原理』の第2巻において、

10) Tony A. Freyer, *Producers Versus Capitalists: Constitutional Conflict in Antebellum America*, University Press of Virginia, 1994. フライヤーは、ケアリー（？）と共和党員による株式会社攻撃を、フォナーの研究に拠って論じる。Ibid., 92, 49-52. だがフォナー自身は、「ケアリーが株式会社を攻撃した」とはフライヤーが引用する個所のどこにも書いていない。cf. Foner, *Free Soil...*, 18-23, 36-39. フォナーはケアリーの株式会社支持論には目をつぶっているだけなのである。フライヤーはまた、本書の「プロローグ」で、南北戦争前の、独立生産者型経済（彼のいわゆる the locally oriented associational economy）と「株式会社に代表される資本主義」の二重経済の対抗、という図式を提示する際にもケアリーを前者の代弁者に見立てる。だが、そこでもコンキンの研究を参照するにとどまり、ケアリーに自らあたるわけではない。しかも、コンキンが、ケアリーの株式会社支持論は同時代人と異なる社会認識の所産、すなわち、初期のコレクティヴィズムの表現であると指摘しているにもかかわらず、フライヤーはこの点に全く沈黙し、ケアリーを「スミスの道徳的原則にコミットしつづけた」、すなわち、「生産者哲学」を共有するスミスの「アメリカにおける追随者」としてしか捉えない。Freyer, *op. cit.*, 3-9, 51. cf. Paul Conkin, *Prophets of Prosperity: America's First Political Economists*, Indiana University Press, 1980, 276, 198, 223.

11) James L. Huston, "The American Revolutionaries, the Political Economy of Aristocracy, and the American Concept of the Distribution of Wealth, 1765-1900," *American Historical Review*, October 1993. この論文でヒューストンはケアリーに直接言及こそしないが、19世紀保護主義者の高賃金経済論と、独立革命世代の、労働と所有のロック的同一論との連續性を主張するのだから、ケアリーを言外に含むと考えないわけにはいかない。ヒューストンもまたケアリーを複眼的に捉えることに失敗した、と言わざるをえない。なおアメリカ的分配論と株式会社という論点については、Pauline Maier, *op. cit.*, 69ffを参照されたい。

12) James L. Huston, *The Panic of 1857 and the Coming of the Civil War*, Louisiana State University Press, 1987. Preface, xiii の文章を前掲注9）に挙げた拙稿（1987年）の末尾の文章（73ページ）と比較されたい。

「アソシエーション」論をはじめて展開した。グリーンの指摘に反して、ケアリーはそこでこの語を実際に用いた¹³⁾。アメリカにおけるフーリエ主義者ブリスペインがケアリーと同じ語を用いて独特の社会改良計画を盛った著作を公刊する——しかも同じフィラデルフィアで——2年前のことである¹⁴⁾。全3巻からなる『経済学原理』は、経済学学説史の上では第1巻で説かれた「再生産費用価値説」が時折回顧される以外には、むしろ、この一種の労働価値説がフランスの経済学者バステイアに強い影響を与え、後者のリカード地代論批判——土地が自然の、不滅の生産力を持つがゆえにそれ自体の価値を持つと考えるのは誤りであると主張——に関してケアリーからの「剽窃」が取り沙汰されたことで有名である¹⁵⁾。第2巻は、インド、フランス、イギリス、合衆国等の国民経済の比較分析篇である。内容的には生命と財産の保護に関する制度論もしくは政府論、生産力論、分配論から成り、ケアリー株式会社論について手がかりを得られるのが「労働の質」と題され、雑多なトピックスを扱った生産力論である。

1838年刊行の第2巻は、直前に公刊されたフランス人のアメリカ社会観察記に負う点で資料的な特色がある¹⁶⁾。ケアリーのトクヴィルへの言及が合衆国でも最も早い部類に属するという事実はもっと重視されてよいが¹⁷⁾、より興味深いのは『アメリカの民主主義』第1巻が『経済原理』第2巻におけるケアリーの議論に与えた影響の大きさである。たとえば、それは、第1章「政府の機構と目的」において、「結合（association）は人間に生得の傾向である」と述べ、この傾向が合衆国で最も人口稠密なマサチューセッツ州で最も顕著に見られ、中部大西洋岸部を経て、南下するにつれ次第に人口密度が薄くなり、それにつれて「結合」傾向も弱くなる、と述べたことである¹⁸⁾。ただし、ここから先のケアリーの我田引水的な議論を見るかぎり、ケ

13) *Principles of Political Economy. Part the Second: of the Causes Which Retard Increase in the Production of Wealth, and Improvement in the Physical and Moral Condition of Man*, Philadelphia: Carey, Lea & Blanchard, 1838. グリーンはじめどの研究者も本書のページ数を466としているが、実際は494である。これは28ページ分の落丁が、234Rから261Rページまであるからである（以下この部分から引用するときは、このようにページ番号のほかに左右の別を、L, Rによって示す。また262ページ以降は（sic）と示す）。従来この落丁が指摘されたことはない。グリーンが見逃した株式会社論はこの落丁分に含まれている。

14) Albert Brisbane, *Social Destiny of Man: or, Association and Reorganization of Industry*, Published By C. F. Stollmeyer, 1840. ブリスペインについては、さしあたり、拙稿（1990年）164-65ページおよび次の新文献を参照されたい。Carl J. Guarneri, *The Utopian Alternative: Fourierism in Nineteenth-Century America*, Cornell University Press, 1991.

15) *Principles of Political Economy, Part the First: of the Laws of the Production and Distribution of Wealth*, Philadelphia: Carey, Lea & Blanchard, 1837.

16) Beaumont, Tocqueville, Chevalier の3人の著作に序でとくに言及している。

17) 刊行をとりやめた『自然の調和』でケアリーがトクヴィルに言及したのが1836年、合衆国で最初のトクヴィル論は『北米評論』の同年7月号に載ったとされている。George W. Pierson, *Tocqueville and Beaumont in America*, Oxford University Press, 1938. Appendix D, 791.

18) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol.2, 13.

アリーとトクヴィルの関心の違いは明らかである。ケアリーは、人口が稠密な地域で労働はより生産的になり、人命と財産の安全をはかるためにある政府の維持費もより少なくてすむ、というように、「結合」の力が發揮する経済的效果を問題にするからである¹⁹⁾。このようなケアリーの問題意識は国家の制度比較を行なう場合にも貫かれている。「結社の自由」を含む言論、集会、思想・信教、出版等の市民的自由を憲法（第1修正）によって国民に保証したアメリカの政治制度は²⁰⁾、同時に、資本と労働を最も有利な仕方で、自由に、使用することをその所有者に対し許す制度でもある²¹⁾。だからまた、アメリカの政府は最も安価で、効率のよい、政府である、というのがケアリーの議論の核心である。人命と財産が最も安全に保護されている国、合衆国、で——トクヴィルが指摘するように、これは各人が守るべき財産を所有する結果でもあるが²²⁾——労働の生産性も高く、以下イギリス、フランス、インドの順で続く。換言すれば、「労働が生産的でないところ（インド）では、政府の維持に最も費用がかかる」ということになる²³⁾。

ちなみに、『アメリカの民主主義』第1巻においてトクヴィルが考察の対象とした「アソシエーション」は政治制度にかかわるものであった。「タウンシップは人間性に根ざす唯一のアソシエーションなので、人々が集まるところでは自ずと形成される²⁴⁾」という認識は、この主題全般についてのトクヴィルの考察の出発点をなすとともに、その本質的意味を彼がどう理解していたかを示している。たしかに、形式的には、「タウンシップ、都市、郡」など法律によって設立された「永続的なアソシエーション」と、「諸個人の發意にのみ由来する」私的なそれとをトクヴィルは一應別個に考察したが²⁵⁾、にもかかわらず彼が「圧倒的に公共的な性格」を双方に見ていたことは疑いない。「どの州にもタウンシップや都市生活があることはあるが、ニューイングランドのそれに匹敵するタウンシップを連邦の他の州で見つけることはできない」²⁶⁾とトクヴィルが記すのも、ニューイングランドを離れ南下するにつれ、タウン自治と共同体の精神とが不活発になること、裏がえせば、郡や州といったより広域的な行政権力の力がより前面に出てくる事態を指摘するためであった。われわれにとって決定的に大事な点は、このようにトクヴィルがあらゆる「アソシエーション」の形態に、人々の社会的協働（協力）の精神をひとしく見てきたということである。

19) *Ibid.*, 20. 同様に「信頼」とその結果としての「信用」も人口密度と相関する。*Ibid.*, 141R.

20) *Ibid.*, 33-38.

21) *Ibid.*, 124.

22) *Ibid.*, 63.

23) *Ibid.*, 125.

24) Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, trans. George Lawrence, ed. J. P. Mayer, Anchor Books, 1969, 62.

25) *Ibid.*, 189. なお後出の注34) を参照されたい。

26) *Ibid.*, 81.

既に示唆したように、ケアリーはこのようなトクヴィルの考察に依拠して独自の政府論を開いた。すなわち、行政権力と行政費用とはニューイングランドで最小で、南部で最大であった。活発なタウン自治は安価な政府をもたらすのに対して、行政への依存は「不生産的政府支出」を増加させたからである²⁷⁾。しかも、政府の目的である人命と財産の保護はニューイングランドでもしろ効果的に達成された。このような議論が持つ経済的含意は明快である。ケアリーによれば、一人当たり租税負担額もしくは労働生産物のうち政府に徴収される部分が最小のとき、「不生産的政府支出」も最小で、従って、「資本を蓄積する力、つまり機械を改良する力」は最大となる²⁸⁾。

以上が『経済学原理』第2巻における政府・制度論の要点である。合衆国のように相対的に資本の不足した国のために、つまり後発国の資本蓄積の最適条件をケアリーは理論化したのだという解釈は生鶴を得てはいるが²⁹⁾、トクヴィルの「アソシエーション」論に立脚しつつケアリーがそれを行なったこと、すなわち、地域的な蓄積条件の差を、信頼や自治あるいは自発的協力という観点から、経済学的に説明したことの意義を、ここであわせて強調しないわけにはいかない。と同時に、急いでつけ加えるならば、ケアリーが続く生産力論において展開する自発的結社としての株式会社論こそ、後に『アメリカの民主主義』第2巻においてトクヴィルがあらためて正面から考察の対象にすえたテーマであることも指摘しておきたい。

「労働の質」と題された『経済学原理』第2巻の中心部分は、先に考察された政治制度と現実の経済発展とがいかに照応するか合衆国、イギリス、フランス、インドなどの間で比較しながら論じたものである。そこで取り上げられるのは、農業、製造業、海運、漁業、通商、道路・運河、郵便、教育、宗教、インダストリーの習慣、信用、労働の質、といったテーマである。「アソシエーション」論は「信用」(credit) 論の末尾の長い脚注のなかで展開される。それによると、政府によって財産が安全に守られ、人々が互いに財産所有者として信頼しあう合衆国では、信用制度が確立していて、銀行券に対する信用も厚い³⁰⁾。そして、合衆国のように、「財産が最も安全なところで労働はもっとも生産的に適用されるだろう³¹⁾」と強調した個所に脚注をつけ、「労働する権利」との関連で「人々が互いに結合する権利」について詳論したのが以下の文章である。少々長くなるが引用しよう。

「人口と資本の増加とともに、所与の目的の達成のために力を合わせる傾向がたえず増大していくのをわれわれは観察する。社会の幼児期には人々は安全の確保のために結合す

27) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol.2, 114ff.

28) *Ibid.*, 125.

29) Arthur M. Schlesinger, Jr., op. cit., 117-18. ドーフマンも「反ジャクソン」トクヴィルを全く評価しない。Joseph Dorfman, op. cit., 660, 837における記述を見よ。

30) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol.2, 247R.

31) *Ibid.*, 248R.

る (associate)。進歩の次の段階では交際 (commerce) を目的としたアソシエーションズ (associations) が見出だされ、そして社会の最も発達した段階では人々は道路、運河、橋の建設のために、また劇場、ホテル、クラブハウスの建設のために、そして、鉱山の開発あるいは汽船の艤装のために、結合する。したがって、結合の傾向は人間にとって生得のものであり、彼にその享受が許されている場合に求める目的を達成する可能性は最も高い、とみなしてよい。結合の権利の行使 (the exercise of that right) を彼に否定することは、人間の権利 (the rights of person) に対する侵害である。

労働する権利 (the right to labour) が主権者から与えられる特権 (a privilege) に転化している国においては、労働をより生産的にする目的で人々が互いに結合する権利 (the right of the people to associate together) もまた、これを行使する許可を与えることのできるものの権力と報酬の源泉に転化されるということは格別めずらしいことではない。イングランドとフランスの場合がそれであり、したがって、石炭取引、海上保険の契約、銀行業、あるいは譲渡可能株式を有する会社の設立、を目的として結合することを認めるこの権利にしても権力と報酬の源泉となっている。

なんらかの目的で結合したり、あるいは自分が最も有利とみなす方法で互いに自己の財産を譲渡することが大多数の国民にはこのように禁じられている一方で、特定の人々が、他の人間によって行使されることが禁じられた権利を行使する権力を授与された。こうしてイングランド銀行、王立手形保証会社、東インド会社、レヴァント会社などがチャーターによって組織された。利害当事者は、彼らが債務履行を迫られるのは、拠出金 (joint funds) だけという了解のもとに、彼らとビジネスを望む人々と取引する権限をチャーターによって保証された。³²⁾

引用文には注目すべき論点がいくつか含まれている。第1は、ケアリーが、合衆国憲法の修正条項いわゆる「権利章典」(Bill of Rights)において必ずしも明示的に述べられていない「結社の権利」ないし「結社の自由」を、「人間の権利」のひとつとしてその中に加えていることである³³⁾。第2は、2年後トクヴィルが『アメリカの民主主義』第2巻において取りあげることになる「市民生活上のアソシエーションズ」が合衆国において果たすべき役割と、その比較史的な意義について、トクヴィルの周知の一節を彷彿とさせる指摘を行なっていることである³⁴⁾。第3は、いわゆる「結社の自由」がイギリス、フランスでは一握りの有力者にのみ特権

32) *Ibid.*, 249L-249R.

33) 『英米法辞典』(編集代表田中英夫), 東京大学出版会, 1991年の解説を参照。

34) Tocqueville, *Democracy* (Mayer ed.), 513ff. 参考のために岩永健吉郎・松本礼二訳『アメリカにおけるデモクラシー』研究社, 1972年から引用しておく。訳書は主に原書第2巻の抄訳からなる。「合衆国に存在する政治的結社は、数々の結社の活動の総体が提示する壮大な図の中の一細部をなすに過ぎない。／アメリカ人はその年齢・階層・思想の如何を問わず、絶えず団体をつくる。通商の会社や産業の会社に誰もが属しているばかりでなく、これと異なる種類のものがなお無数に存在す

として認められていて、しかもそれと一緒に他の特権、有限責任、をも与えられているという指摘である。そして、第4は、以上の結論として「結社の自由」を、特権から人権のひとつとして恢復し、万人に制度的・法的に保証すべきことをケアリーは示唆していることである。

「結社の自由」を制度的に保証するためにケアリーが要請したのが、有限責任原則の確立と、一般会社法の制定であった。今日われわれは、株式会社が享受する有限責任原則を営利法人に固有の属性 (corporateness) つまり法人特権 (corporate franchise) とみなしがちであるが³⁵⁾、1830年代の欧米では、それは主権者（国王もしくは議会）から他の特権と同様に代償を払って獲得されるべきものであった³⁶⁾。だからケアリーの指摘に見られるように有限責任は「独占」とほとんど同義に受け止められていた。当時、後述するマカロックをはじめ、「独占」を批判する政治経済学者の多くが、「完全な、もしくは、無限の責任制度を断固主張して」³⁷⁾、有限責任原理を糾弾していた。実際、1825年の泡沫会社廃止法以降、国王のチャーターにより、イングランドの合本銀行 (joint-stock banks) に法人格を得る道が開かれてからも、依然、株主は無限責任を負わされていた³⁸⁾。研究史が明らかにしているように、イギリス会社法制のうえで、株主会社イコール全社員有限責任という今日的意味での近代的株式会社の成立は、1855年の有限責任法の成立をまたねばならず、会社設立の準則主義をめざしたいわゆる1844年登記法は、他方で株主の無限責任を再確認する面を持っていた³⁹⁾。すなわち、この1844年の法律は「譲渡可能株式と25人以上の社員を有するすべての法人格のない会社 (partnerships) に登記を求め、それらに対して、登記の暁には、有限責任を除くすべての通常の法人特権を与えた」ものであった⁴⁰⁾。

る。宗教的結社や道德向上のための結社があり、まじめなものもふざけたものも、きわめて一般的なものもごく特殊なものも、そして巨大なものもあれば、また微小なものもある。祭典の挙行、神学校の設立、旅館の経営、協会の建立、書籍の販売、遠隔地への伝道師派遣、こうした目的でアメリカ人は結社をつくる。病院や刑務所、学校もまた同じようにしてつくられる。それどころかなにかの真理を顕彰するとか、偉大な規範によってある感情を世間に広めるとかいう場合にも、彼らは結社をつくる。新しい事業の先頭に立つのは、フランスならば政府であり、イギリスならば大領主であるが、合衆国ではそうした位置に見られるのは常に結社であると考えてよい。」(105-106ページ)

35) Edwin Merrick Dodd, *American Business Corporation until 1860, with Special Reference to Massachusetts*, Harvard University Press, 1954, 368-69. John R. Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, The University of Wisconsin Press, 1957 (orig. 1924), 292-93. コモンズの記述はケアリーの議論を強く想起させる。

36) Edwin Merrick Dodd, *Ibid.*, 364.

37) Henry C. Carey, *Principles of Political Economy*, Vol.2, 250L.

38) *Ibid.*, 250R.

39) 鈴木芳徳「ジョン・ステュアート・ミルの株式会社論」『金融経済』173, 1978年, 21-22ページ。

Bishop C. Hunt, *The Development of the Business Corporation in England 1800-1867*, Harvard University Press, 1936, 99, は、反面、1840年代に入ってイギリスで無限責任から免れようとする動きが加速すると指摘する。

40) Edwin M. Dodd, *op. cit.*, 364.

表1 19世紀アメリカにおける株式会社法制の発達

年	一般株式会社法	有限責任原則	備考
1811	ニューヨーク		繊維・ガラス・金属製品を製造する会社に限定／最大資本金額\$10万／二重責任／20年の時限
1830		マサチューセッツ	議会によるチャーターの付与／製造業に適用
1835			トクヴィル『アメリカの民主主義』第1巻
1836	ペンシルヴェニア		コークス銑に従事する製鉄会社に限定
1837	コネティカット	コネティカット ニューハンプシャー	チャールス河橋訴訟判決 ケアリー『経済学原理』第1巻 ウェイランド『経済学』
1838			ニューヨーク自由銀行法成立 ケアリー『経済学原理』第2巻 ウェイランド『経済学』第2版
1840			マカロック『商業辞典』(アメリカ版) トクヴィル『アメリカの民主主義』第2巻
1845	ルイジアナ		州憲法で規定(1861年までに13州が憲法で一般法を強制。アイオワ・ニューヨーク・イリノイ・オハイオなど)
1847		ロードアイランド	joint stock association(法人格なし)に対して適用
1848		ニューヨーク	J. S. ミル『経済学原理』
1851	マサチューセッツ		
1866	ニューハンプシャー		
1874	ペンシルヴェニア	ペンシルヴェニア	
1875	ニュージャージー	ニュージャージー	
1893	ロードアイランド		

(出所) Edwin Merrick Dodd, *op. cit.*, 他を参照。

イングランドと比較して概して株式会社制度の法制上の整備が進んでいたと言われる合衆国においても⁴¹⁾、州ごとに対応が異なっていた。こうした状況をまとめたのが表1である。ケアリーの「アソシエーション論」が、「最初の真に現代的タイプの制定法」(バーリー&ミーンズ)とされるコネティカット法の成立と、ニューヨーク自由銀行法の成立、という制度的画期に、期せずして登場したことがわかる。しかし社会の変化・発展に敏感なことは思想家として不名誉なことではない。それどころか、当時合衆国内外で、一般会社法と有限責任原則の利益をケアリーほどはっきり表明していた「経済学者」は他にほとんど見当らない。ケアリーが『経済学原理』その他で頻りに引用するマカロックとシュヴァリエ、そして、比較する意味で同国人ウェイランドとレイモンド、これら4人の同時代人の株式会社観を一瞥するだけで彼の先見性はいっそうはっきりする⁴²⁾。

41) 両国の株式会社法制発達史における相違と特質については、鈴木芳徳前掲論文、8ページ注(6)および前掲注4)に挙げたPauline Maier論文の51ページ注(2)を参照されたい。

42) Paul Conkin, *op. cit.*, が正面から取り上げた19世紀の経済学者20数人のうち株式会社を支持したとみなせるのが後者の2人である。

III

マカロック『商業辞典』の新版が1837年に出ると早速アメリカ版が編まれ、1840年に第1巻(A~H)がフィラデルフィアで刊行された。編者はヘンリー・ヴェサキ、ペンシルヴェニア大学教授で、リカード流の正統的経済学者であった⁴³⁾。このアメリカ版、「銀行」の項目に対して八つ折判で35ページも増補しているにもかかわらず、“companies”の項目には、マカロックの解説が載っているだけで編者ヴェサキの加筆は見られない。すなわち、「カンパニー」という言葉は、ごく少数の個人が結合する形式である「組合」(a copartnery)と区別して使われ、「東インド会社やイングランド銀行のような大きなアソシエーションに普通適用される」とマカロックは書く。ついで、この「カンパニー」は一般に2種類に区別されてきたとして、「合本会社」と「規制会社」の説明が延々なされている。つまり、マカロックは、“companies or association”というように、時折スミスにはない術語を用いるものの、主として『国富論』第5編に依拠してこの項目を執筆しているのである。たしかに、1820・30年代にフランスで支配的な形態となりつつあった「株式合資会社」にも多少触れてはいる⁴⁴⁾。また、“civic companies, or corporations”という小見出しあるが、それはヨーロッパの古い同職組合を指すもので合衆国の株式会社を意味するものではない。もちろんこの意味での“corporation”は項目として存在しない（これらの記述は1846年の新版でも変わらない）⁴⁵⁾。

シェヴァリエに対してケアリーは「炯眼な観察者」と呼び、終始彼の著作に好意的な態度を示している⁴⁶⁾。1833年末からまる2年間合衆国各地の運河・鉄道・工場・都市などを歴訪し、その間母国の雑誌に書き送った視察報告記は、トクヴィルの『アメリカの民主主義』と並んでジャクソン期アメリカの経済発展を理解するための有益な資料である⁴⁷⁾。行論上とくに関連するのがシェヴァリエの次の2つの観察である。一つは、合衆国北部では平等主義(un régime d'égalité)の力が強いおかげで、株主は会社の債務を個人的にも負わねばならず、議会からチャーターによって法人格を与えられても、会社が所要資本金を集められるかどうか、シェヴァ

43) J. R. McCulloch, *A Dictionary, Practical, Theoretical, and Historical, of Commerce and Commercial Navigation*, ed. by Henry Vethake, Philadelphia : Thomas Wardle, 1840. 翌41年に第2巻(I~Z)が出た。

44) 後出のJ. S. ミルが有限責任の株式会社の場合と違って、無条件で賛意を表した会社形態がこれである。鈴木芳徳前掲論文、33-34ページを参照。ちなみに、「マカロックは、終生有限責任の頑固な反対者であった。」Bishop C. Hunt, *op. cit.*, 70 note(48).

45) ちなみに「銀行」項目にヴェサキが加筆した部分に、ペンシルヴェニア州議会で制定された the Philadelphia Saving Fund Society の1819年法人設立法が資料として収録されている。その前文はこの組合を“a voluntary association”と記す。ケアリーの「自発的結社」論が立脚した歴史的・制度的基盤に関する実証分析は別稿を期したい。

46) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol.2, 63.

47) Michel Chevalier, *Lettres sur L'Amérique du Nord*, Second Edition, Paris, 2 Vols., 1837 (First ed. 1836). *Society, Manners, and Politics in the United States: Letters on*

リエが懸念したことである。あるいは、会社が「公共の利益」(intérêts du peuple)に反したとき議会がチャーターを取り消せるというのは、専制の萌芽(l'arbitraire en germe)ではないかと、平等主義に懷疑的な口吻をシュヴァリエが洩らしていることである⁴⁸⁾。とはいえ、シュヴァリエはトクヴィルと異なり、産業発展が促す自由主義化により大きな期待をかけていて、この点で、ケアリーの有限責任制と一般株式会社法の主張に弾みを与えたものと思われる。

もうひとつは、シュヴァリエもまた「アソシアシオン」にとくに言及し、自国フランスのそれと合衆国のそれとの興味深い比較を行なっていることである⁴⁹⁾。合衆国では、プロテスタンティズム、個人主義、共和主義の国柄を反映して、「アソシエーション」は特定の目的のために一時的に形成され、成員の間にそれ以外の、恒常的な、紐帶は存在しないのが特徴である。シュヴァリエはこれを「共和主義的アソシエーション」と呼ぶ。他方フランスのそれは、「完全な政治的、行政的統一の見本」という国制と、「際立って社交好きな」国民性とを反映して、個々の組織(institutions)は統一と垂直的結合(association hiérarchique)とによって二重に刻印されているだけでなく、各々が「国家という大アソシアシオン」に直接よりかかるか、もしくは、「強力な中間的アソシアシオン」によって支えられている、という特徴をもつ。つまり、フランスでは諸々の「アソシアシオン」がピラミッド型に積み上げられていて、その頂点に国家がそびえ立つ構造をとる。「共和主義的アソシアシオン」はフランスでならば「無秩序に堕しかねない」とシュヴァリエは指摘する。ケアリーが求める「自發的結社」としての株式会社が、シュヴァリエによって「共和主義的」と特徴づけられた水平型の「アソシエーション」に近いものであり、フランス的な「垂直型の」それではなかったことを確認しておきたい⁵⁰⁾。

合衆国でケアリー以前に「経済学者」として会社法人化の意義を肯定的に述べた数少ない人物の一人がウェイランドである。ケアリーとウェイランドの間にはいくつか共通点が見られる

North America by Michel Chevalier, Ed. and with an Introduction by John W. Ward, Cornell University Press, 1969 は、原書第3版を底本とする T. G. Bradford 初訳(1839年)に依拠する。編者ウォードによれば、「発行者ゴスランは1837年にかなり増補された「特別」版を出した。それが最も広く知られ、かつ、最も入手しやすい1838年の第3版のテキストを提供した」。筆者が利用したのは「特別」版で第3版ではないが、英語版と較べる限り、重要な違いがあるようには思えない。第2版には第1巻で51、第2巻で70もの膨大な注記が巻末にある。第3版を底本とする英語版は注を一切省いている。ただし、注記を一部本文に組み入れた個所も見受けられる。ケアリーが引用した版は1837年にブリュッセルで出たもので、パリで出た第2版と頁付けが異なる。

48) Chevalier, *Lettres sur L'Amérique*, tome 2, 202 (Society, Manners, and Politics, 324-25). 前者はマサチューセッツ州、後者はペンシルヴェニア州での見聞である。

49) Ibid., 286-287 (Society..., 356-57); 475-479 の「アソシアシオンについて」という注で、英仏の「結社の精神」の違いを、フランス人が社交・娯楽のために結合するのに対し、イギリス(=アメリカ)人は労働と事業のために結合する、と指摘する。

50) シュヴァリエのフランスに関する以上の記述は今日そのままでは受け入れられない。cf. William

が、一見したところ銀行の法人組織化論もその一つである⁵¹⁾。

「多くの無害な目的が互いに結合した多くの人々によってのみ達成されうる。慈善、学問、内陸開発、その他多くの目的から人々は結合する。法人格（corporate powers）がなければ結合した人達は、財産を所有することも、互いに規約を強制することもできない。加えて、法人格がなければ、彼らは法律において知られることもありえず、彼らが所有する財産に対し債権者が請求することも起こりえない。かくして、諸個人が無害な目的のために結合しようと欲するとき、彼らは権利として法人設立法（an act of incorporation）を請求することができる。そして、コミュニティの保護のために、法人設立法が与えられるべきである。かくして、これら二つの考慮から、それを授与するのが議会にとって義務である。この件にかかる単純な原則は、これは私自身の幸福を促進する無害な手段であるか否か、というものである。もしそなならば、社会はわたしにそれを与える義務がある。」⁵²⁾

どのような「結社」（a society）も法人格が与えられない限り活動できないとウェイランドは明白に述べている。また、法人化の許可申請権を個人の権利としても語っている⁵³⁾。しかしつて、ウェイランドの場合、法人格は特別立法または一般法によって与えられる、と述べるにとどまり、準則主義をとる一般法でなければならない、と主張するわけではない。さらに、彼のいう法人が、合名会社（partnerships in general）や株式合資会社（limited partnerships）をもつぱら意味し、全社員有限責任の株式会社を意味するものではないことも明瞭である。というのは、議会の特別立法によって設立されたいわゆる特許会社（chartered incorporations）は⁵⁴⁾、有限責任の特権をチャーターで与えられる場合が多いわけだが、社員（incorporators）の責任が出資金に限定されるこの制度を、ウェイランドは法人化に伴う唯一の欠点と認めているからである⁵⁵⁾。後述するように、ケアリーにとって出資者の有限責任こそ、株式会社制度の最大のメリットとみなされるものであったから、両者の間にはやはり深い溝が横たわっていたといふべきかもしれない。

H. Sewell, Jr., *Work and Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge University Press, 1980, 86-91, 193, 202-203, 210-211, 280-281.

51) ウェイランドに関しては藤原昭夫『フランス・ウェーランドの社会経済思想——近代日本、福沢諭吉とウェーランド』日本経済評論社、1993年がある。なお、本書については拙稿『未来』No.331、1994年所収、と杉山忠平氏による書評『社会経済史学』第60巻第5号、1994-95年所収、を参照。

52) Francis Wayland, *The Elements of Political Economy*, Boston: Gould and Lincoln, 1854 (First ed. 1837; Second ed. 1838), 281.

53) *Ibid.*, 282.

54) *Ibid.*, 237-41 に銀行の設立例が述べられている。

55) *Ibid.*, 283. 但し、初版と第2版にはこの指摘は見られない。株主有限責任と債権者保護の関連についてハーストはこう述べている。「当初の疑惑が去ると、〔債権者保護規定に関する〕チャーターの沈黙は、株主に有限責任を与える、という学説が標準的になった」。James W. Hurst, *The Legitimacy of the Business Corporation*, The University Press of Virginia, 1970, 50-51.

ダニエル・レイモンドはリスト (Friedrich List) や父ケアリー (Mathew Carey) と並ぶ「アメリカ体制」の理論家である。彼の『経済学原理』は『国富論』に対する批判と保護主義の提唱において、つまり「国民経済論」の提唱において、リストの『アメリカ経済学綱要』に先行する業績であるが、その初版と最後の版（第4版）とで株式会社の評価が逆転する点でも興味深い文献である。すなわち、レイモンドは1840年の第4版では株式会社とその有限責任とを、投資家と社会の双方にとって有益な制度とみなすようになる⁵⁶⁾。しかし初期の諸版で株式会社と銀行に対して彼が示した激しい拒絶反応こそ、ケアリーを除く19世紀のほとんどの経済学者、思想家に共通するものであったと言つてよい。その批判のトーンは彼の敵役アダム・スマスの「株式会社」論を想起させて皮肉でさえあるが、本稿が注目したいのはむしろ、レイモンドの初期の「株式会社」批判とケアリーの「アソシエーション」論との間に見られる奇妙な断絶と継承の関係である。

レイモンドは「コーポレーションズに就いて」と題した章において、「ポリティカル・コーポレーションズ」と「マネー・コーポレーションズ」を区別し、前者に関しては、ニューイングランドのタウン自治が人々の “the manners, morals, customs, and habits” の形成に与える影響の重要性を指摘する⁵⁷⁾。国民というそれ自体ひとつの「コーポレーション」が、州、カウンティ、都市、タウンといった下位の「コーポレーション」に分割されていればいるほど、市民政府の形式は完全となる、というレイモンドのこの認識は、既述のように、やがてトクヴィルとケアリーによって継承されていく。しかし、ケアリーと異なりレイモンドはこの種の「コーポレーションズ」は経済学の直接の対象とはならないとする⁵⁸⁾。

本章でレイモンドが考察の対象とするのはあくまでも「マネー・コーポレーションズ」である。この範疇には、銀行会社、保険会社、道路会社、貿易会社、その他「当該コーポレーションの成員の財産を増進させるために法人化されたあらゆる種類のアソシエーションズ」が含まれるとする⁵⁹⁾。学術、慈善、宗教、その他社会に役立つ目的であれば何であれ、「コーポレーション」が形成されうるが、経済学者が関知するのはあくまでも「マネー・コーポレーション」であって、こうした種類ではない。そしてレイモンドがこれに反対するのは、法人設立法 (the act of incorporation) が、自然人である諸個人であればおよそ持ちえない権限を営利企業としての「コーポレーション」の成員に与え、また、「法人設立法がなければ服さざるをえないある種の責任を成員に免除する」からである⁶⁰⁾。その結果、権利と財産の分配において不平

56) 前掲注10) に挙げたコンキンの研究に拠る。

57) Daniel Raymond, *The Elements of Political Economy*, Second Edition, Baltimore: Published by F. Lucas, Jun. and E. J. Coale, 2 Vols., 1823 (First ed, 1820) Vol. II, Ch. VI, 118.

58) タウン自治に関してケアリーはトクヴィルの考察のみを高く評価してレイモンドには一切触れない。
cf. Carey, *Principles of Social Science*, Vol.3, 1859, 419.

59) Raymond, *op. cit.*, 119. 60) *Ibid.*

等が生じる。ゆえに、「富者の利益」にはなっても、「すべてのマネー・コーポレーションズは、一見して、国富にとって有害である」とレイモンドは結論する。

法人格を与えられた銀行会社が、個人経営の銀行に対して営業上どんなに大きな利点をもつにしろ、「当該社員の私有財産は、銀行の負う債務に対する全責任から、チャーターによって、通常、免責されている⁶¹⁾」。レイモンドが問題にするのはまさにこの点である。一部の富裕な階級に属する人間にだけこのような特権が与えられるのは、「自然の平等」に反する、だから、平等な法、平等な権利、平等な特権を、「コミュニティのすべての成員」に保障し、「自然の平等」を確保するのが政府の義務である、とレイモンドは主張する⁶²⁾。「市民の個性もしくは自立性 (the individuality of the citizens) を維持し」、「結合した者達に人為的な特権を与える…すべてのアソシエーションズに、実行可能なかぎり、反対」する、というのがレイモンドの戦略、「一般原則」であって⁶³⁾、有限責任制の株式会社を受け入れる余地は全くといってよいくらいない。レイモンドがやがてそのような株式会社と和解するようになる背景と理由を探ることはそれ自体興味深い課題であるが、ここでは、レイモンドによって特権視されていた「有限責任」と、「結社の権利」とを理論的に和解させよとしたケアリーの「庶民の時代」における平衡感覚あるいは歴史感覚について考察を続けたい。法人格の付与を肯定したウェイランドでさえも依然懐疑的に見ていた有限責任原理を、ケアリーは、出資者の立場にたって、権利・義務関係の明確化あるいは自主自責原則の点から積極的に評価した。

IV

ケアリーによれば、「有限責任」は人々がすすんで政府を組織し自治を開始した当初からすでに原理となっていた⁶⁴⁾。諸個人は政府の維持費用を負担すべく応分の貢献 (his share only) を果たしてきた。同じ原理が防火、防水などの相互保険のために組織された「アソシエーションズ」にも導入された。合衆国でも初期の保険会社や銀行の一部が有限責任原理に基づき組織された。ところが、と、ケアリーは弁護士を職業とするレイモンドの先の批判を意識したように次のように述べる。

「アソシエーションの権利は、規制の対象にされてしまったので、そして、譲渡可能株式をもつ会社を設立する権利は少数の特權的個人以外には否定されてしまっているので、アソシエーションに反対し、有限責任制度に基づき事業を営むことを妨げるのが、裁判所の本分であるとみなされてきた。

61) *Ibid.*, 120.

62) *Ibid.* なお168-171の「独占」批判を参照。

63) *Ibid.*, 121. “individuality” と “association” というケアリーの二大鍵概念がレイモンドによって「平等」対「特權」というように二元論的に使われていたことは注目に値する。

64) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol. 2, 250L, 112-16.

「責任を限定する手段が、人々が互いに事業を営む方法を自ら決定する権利を確立することになるのに対して、逆の方向〔無限責任〕は、万人によって権利として保障されていなければならぬ筈のものを、特權として少数の者に与えることを許された主権者の権限を増す結果となり、それゆえ、裁判所は無限責任の原則を貫くどんな機会もみのがさなかった。／法人設立法は、特權の授与というよりも、独占を擁護するためにその行使が禁じられてきたいち権利の、単に、再交付にすぎない。」⁶⁵⁾

ケアリーは証拠となる具体的な事実や判例をあげていないので、今一つ具体性に欠けるが、会社債権者の保護を何よりも優先する無限責任制が、政府権力（立法および司法）の強化につながっているという主張そのものは明白である。レイモンドが、「コミュニティのすべての成員」間の平等を維持するために、無限責任制に固執していたのに対し、ケアリーは「コミュニティの側の不介入」こそが、その成員に経済的境遇を改善する機会を与えるとして、無限責任制に反対する。政府を庶民あるいは勤労貧民の楯と位置づけるレイモンドが、その政府が同時に、ケアリーが不満を述べるように、債権者の楯にもなっている矛盾をどう受けとめていたか不明であるが、レイモンドが、一部の人々（富裕階級）の自由を制限することによって（結社の自由の部分的否認）、社会全体の平等化（富の平準化）をはからうとしたのに対し、ケアリーは、一部の人々（特權階級）にしか許されていないビジネス・チャンスを万人に開放し（結社の自由の全面的擁護），同時に予想されるリスクを制度的にも明確化することによって、社会全体の富と企業の成長をはからうとした、と言えるだろう。ケアリーは有限責任制の利点を次のように説明する。

金銭賃借の契約を結ぶ場合、両当事者の債権・債務は明示的に限定され、「裁判所も陪審も契約をあえて変更することはできない」。同様に、有限責任の会社と取引する場合、その社員は資本額の範囲内でしか債務を弁済する必要がないので、「彼らと取引する当事者は、危険を万事心得て（with their eyes open）取引するのであり、また、契約によってしばられる」。それでもなお「不注意なものを詐欺から守る」必要があるなら、「コミュニティは法律を制定することができる」と、議会の介入がこの場合「完全に適切」である、とケアリーはみなす。たとえば、「あらゆるアソシエーションがその入口に、長さ2フィートの『有限責任』の文字をペンキで書いた看板を掲げなければならない」という法律を成立させるとか、あるいは、「年中毎日1紙ないし数紙に、その法律が公示されることを求めるこどもできる⁶⁶⁾」と。このようにケアリーは、契約主体の自主性と自己責任、契約の拘束力、そして、取引の公開性を理由に、出資者の保護のみならず債権者の保護が、有限責任制によって保障されると考えた。

有限責任原理の確立を、「結社の自由」を保障する一般株式会社法の制定とともにケアリーが強く求めた他の根拠として、ニューイングランドにおける株式保有の大衆化があった。そ

65) *Ibid.*, 250R.

66) *Ibid.*, 251R.

した状況を示すのが次の表2である。出所も時期もはっきりしない資料をケアリーはこの後も、少なくとも、3度は引用しているが⁶⁷⁾、1838年にはこう注釈した。「ニューイングランドの銀行制度以上にまぎれもなく民主的で、完全に公平、公正、平等な制度というものを考へるのは不可能である。それは貯蓄銀行の制度である」。というのは、イングランドの合本銀行のように無限責任の銀行は、「貴顕や富豪の名を株主として示したがつていて、その銀行の信用が、彼らの私財をあてにすることができる債権者の側の法的能力から生じる」のに対して、有限責任の銀行は、「小商人や男女の召使でさえも株主として招き、その銀行の信用は、その資本の規模に依存するものであって、株主の地位や財産に依存するのではない」からである⁶⁸⁾。この意味で確かに表はケアリーの主張を裏づけるように見える。

これは20世紀中葉の「人民資本主義」論の原型といえる。ケアリー研究者グリーンは、ケアリーの「アソシエーション」思想を、当時のフーリエ主義の流行と重ねて理解しようとしたために、彼の社会構想のもつ射程とその根の深さを測りそこねた。ケアリーが唱えた有限責任について、「それは、〔インダストリーの〕再組織化〔フーリエ主義者のおはこ！〕の支配的原理などでなく、ひたすら、かつ厳密に、資本家のための経済的・法的保護である」と記すグリーンには⁶⁹⁾、レイモンド、トクヴィル、シュヴァリエ、マカラック、ウェイランドらとの間で「結社の自由」をめぐりケアリーが交わした理論的「対話」への関心が欠けている。そして、このような態度はグリーンだけでなくドーフマンにもシュレシンジャー2世にも共通する。しかし、株式会社を単なる「資本集中機構」としてでもなければ、また、自由放任思想の産物としてでもなく、社会改良の手段として捉える立場から、ケアリー「アソシエーション」論の社会構想としての意義を高く評価した同時代人に、J. S. ミルがいた。

ケアリーの『経済学原理』第2巻から10年後、1848年に、ミルは『経済学原理』第5篇「政府の影響について」においてケアリーに言及する。既述のように、イギリスの1844年登記法は

表2 ニューハンプシャー州ポーツマスにある銀行の株式保有状況（6行、11,045株）：

婦女子	2,438	公務員	438
機械工	673	船員	434
ファーマーと労働者	1,245	商人	2,038
貯蓄銀行	1,013	貿易業者	191
後見人	630	法律家	377
遺産信託	307	医師	336
慈善団体	548	聖職者	220
自治体と州	157	合計	11,045株

67) 4度目の引用の際以下のコメントは削られてしまう。cf. Carey, *Principles of Social Science*, Vol. 2, 1858, 432-433.

68) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol. 2, 261R-262 (sic)

69) A. Green, *op. cit.*, 153.

法人格をチャーターによって与えるものであったが、ミルはこの法律が有限責任制を含まないことを批判した。有限責任制が無限責任制よりもすぐれた点としてミルがあげたのは、一つは、取引の公開性であり、もう一つは、払込資本額の規模と透明性である。取引関係者にとってこれらは、全責任を負う無限責任制にはない、保証となる。これら2つの利点についてはケアリーがすでに指摘していたにもかかわらず、有限責任の優位性を論じた際ミルが引用したのは、なぜかケアリーの『経済学原理』第2巻ではなく、ケアリーによって翻訳されたシャルル・コクランの論文であった⁷⁰⁾。

仏・英の会社形態を比較考察したきわめて技術論的な論文において、コクランは有限責任制の株式会社 *société anonyme* のもつ上記の利点を説き、その設立自由化を時代の要請として説いた。そしてミルがこの問題に関するすぐれた文献として評価するより先に、ケアリーがこれを『ハント商人誌』において翻訳・紹介していた⁷¹⁾。ケアリーは訳者端書で、株式会社の設立条件をめぐる問題が議会の焦眉の検討課題となっていると述べ、現行の特許制度の下で、議会は「会社（associations）と取引する第3者の権利を保証する目的から、規制（restrictions and regulations）をかすことによる汲汲としている」と批判した。だが注意しなければならないのは、ケアリーがこのように政府の規制に反対するのは、『経済学原理』第2巻の場合と同様、それがチャーターの交付を介して「特定の個人をえこひいきし、特権と独占」を与えるからなのである。

ミルが『経済学原理』第5篇第9章でケアリーを引用したのは、コクラン論文の翻訳の末尾にケアリーが付したアメリカの事情に関する長い補足であった。ミルは「既存の最良の会社法」（laws of partnerships）としてこれを紹介した。以下拙訳を掲げるが、ミルが長々と引用しただけあって、ケアリーの「アソシエーション」思想を過不足なく示す文章と言ってよいものである（もっとも、われわれには、そのエッセンスはすでになじみのものであるが）⁷²⁾。

「ニューイングランドくらいアソシエーションが規制によって束縛されることがほとんどない地方はない。その帰結は、そこでは、そして特にマサチューセッツ州とロード・アイランド州では、世界の他のどこよりも広範囲にアソシエーションが推進されているということである。これらの州では、国中が、考えられうるおよそありとあらゆる目的のために、*compagnies anonymes*——特許会社——でもっておおわれている。あらゆるタウンがその道路、橋、学校を管理するひとつの法人（corporation）である。それ故、それらは、それらに金

70) J. S. Mill, *The Principles of Political Economy*, in *Collected Works* III, University of Tronto Press, 1967, 899.

71) *The Merchants' Magazine*, Vol. XII, No. V & VI, May & June 1845. Charles Coquelin の原論文は、*Revue des Deux Mondes*, Juillet 1843, 397-437 に掲載された。グリーンの文献目録ではケアリーの著作として扱われているものである。

72) J. S. Mill, *op. cit.*, 904, 905-906. [] で括った部分はミルによる省略を示す。注(*)の個所でケアリーは先の表2を引用する。

を出す人々の直接の統制下にあり、したがって、よく管理されている。学院、教会、講堂、図書館、貯蓄組合、信託会社が人々の必要に応じた数だけ存在し、それらすべてが法人組織である。あらゆる小さな地区が、その需要に見合う規模の地方銀行を持っていて、その株式は近隣の小資本家によって所有され、彼ら自身によって管理される。この帰結は世界中どこにもこれほど完全な——貸付額の変動にほとんど左右されない——銀行制度はない、ということである。その必然的結果は、どの地区でも財産価値は、彼ら自身の銀行機関* の活動から生じる通貨の数量と価値の変動によってほとんど影響されない、ということである。われわれがとくに言及した二つの州だけでもそうした銀行の数は200ほどある。マサチューセッツだけでさまざまな形態の53もの保険会社を有し、皆法人化されている。工場は法人化されていて、株式によって (in shares) 所有されている。そして原材料の購入から製造品の販売に至る工場の事業經營にかかるあらゆる人間が部分所有者であり、他方、工場で雇用されているあらゆる人間が、思慮、努力、節儉によって部分所有者になる見込みを持っている。〔その帰結は、ニューイングランドの製造業は世界中の市場において、イギリスのそれを徐々に凌駕しつつある、ということである。〕慈善団体 (associations) も多数存在し、皆法人化されている。漁船は株式を持つ乗組員によって所有されている。捕鯨船の乗組員は、その報酬を、全部ではなくとも相当程度、航海の成功に依存している。南海貿易に従事する船のあらゆる船長は部分所有者であり、そして彼が持つ利害は努力と節儉とに対する強い誘因である。そのおかげで、ニューイングランドの人々は、南海貿易で、他の国民の競争を急速に駆逐しつつある。どこであれ定住したところで、彼らは結社 (combination of action) へと向かう同じ傾向を示す。ニューヨークでは、彼らは定期船航路の主要な所有者であり、それは株式に分割され、造船業者、商人、船長、船員によって所有される。船員は一般に自身船長になる資力を獲得するのであり、彼らの立身出世はこれに負っている。このシステムは世界のどのシステムと比べても最も完全に民主的である。それは男女のあらゆる労働者、あらゆる水夫、あらゆる職工 (operative) に、向上の希望を与える。そしてまさしくわれわれが期待する通りの結果になる。世界のどこにも、才能、勤勉、思慮がこれほど確実に、また十分に、報われるところはない。」

ミル自身は、有限責任制の株式会社に対しては条件付賛成の立場であり⁷³⁾、また、ケアリーの保護主義論に対しても批判的であった。ミルは後者について「全面的に無効」と宣告する。しかし、こうしたミルでさえも、ケアリーの保護主義の信条が、「純然たる経済的理由によるよりも、人類へのより高度の考慮から導かれた」ものであることを躊躇なく認めた⁷⁴⁾。それが、当時世界で最も発達していたとミルが評価するニューイングランドの株式会社制度を含む、広義における自発的「アソシエーション」というケアリーの社会構想であった。

73) 鈴木芳徳氏の前掲論文を参照。

74) J. S. Mill, *op. cit.*, 921.

V

以上の考察を踏まえるならば次のように結論することは避けられない。

第1。ドーフマンやグリーンらによる、ケアリーの「アソシエーション」概念が、フーリエ主義のそれをいわば、換骨奪胎したものにすぎない、という決めつけには根拠がない。ケアリーの「アソシエーション」概念は、その成立においてそうした同時代の知識人の前衛的な運動とは本質的に無縁であり、タウン建設に端を発するニューイングランド植民地のコレクティヴィズム（団体主義）の伝統に属するものである⁷⁵⁾。トクヴィルはタウンのような「政治的結社」とともに「自発的結社」の形を取る初期のコレクティヴィズムが合衆国の市民生活において果たす役割を活写したけれども、本稿で試みたようにアメリカ経済思想史に彼が継承した知的遺産を求めるることは、したがって、ケアリーの「アソシエーション」概念のルーツを求めるることは、ごく自然な研究手続きと言えるだろう。

第2に、株式会社に代表されるさまざまな「アソシエーション」が、アメリカにおける独自の「コレクティヴィズムの最も重要な形態」であるとすれば⁷⁶⁾、「レッセ・フェールから福祉国家へ」、あるいは、「個人主義からコレクティヴィズムへ」という単線的進歩図式をアメリカ史の解釈にあてはめることは再考されなければならない⁷⁷⁾。いわゆる「アメリカ個人主義」について、南北戦争後に猛威をふるったスペンサーらの社会進化論からの類推で、適者生存を正当化し、私的利益追求を絶対視する競争的・孤立的な個人という次元だけで捉えるならば、共同体との絆なくして個人の自立もない、というベラーらのいわゆる「アメリカ個人主義の古典的極性」が見失なわれる⁷⁸⁾。ここで、すでに19世紀初頭には「アソシエーション」の盛行が、エマーソンのような超絶論者をして「群本能」(the herd instinct)に対する嫌悪感を表明させ、「個人主義」の断固たる弁護に走らせたこと、そして、世紀末には、トクヴィルにかわってブライスがあらためてアメリカの「アソシエーションを形成する習慣」にその国民性を見出したことなども想起すべきである⁷⁹⁾。建国以来一貫してアメリカがもつこのようないい「a nation of joiners」という自己像が、たとえ、その「全構造が中産階級の現象である」にしろ⁸⁰⁾、容易にすたれないので、ベラーが言うように、合衆国、とくにニューイングランドの歴史と宗教

75) 前掲注4) のほかに次の歴史的概観が有益である。Arthur M. Schlesinger, Sr., *Paths to the Present*, MacMillan, 1949, ch. II, "Biography of a Nation of Joiners," 23-50.

76) Paul Conkin, *op. cit.*, 276. Pauline Maier, *op. cit.*, 82.

77) このような図式の問題点は、コレクティヴィズムの主体が政府に一元化されてしまい、ハーバート・フーヴァーのいわゆる「政府の外部での人びとによる自治」という民間の自発的協力(NGO!)の役割が無視されがちなことである。Sidney Fine, *Laissez Faire and the General-Welfare State*, The University of Michigan Press, 1956はそのよい例である。

78) ロバート・N・ベラーほか著(島薗進・中村圭志訳)『心の習慣』みすず書房、第6章「個人主義」および付論を参照。

79) Arthur M. Schlesinger, Sr., *op. cit.*, 45-47, 40.

80) Michael Harrington, *The Other America*, Penguin Books, 1962, 132, 18.

と制度とにそれが根を持つからである。

第3に、ケアリーばかりか株式会社が目の敵にされた理由として、1920年代に繁栄を謳歌したビッグ・ビジネスが、元来アダム・スミスが独占会社を批判するためにフランスのエコノミストから借用した自由放任の教義を、自由競争つまり政府介入からの自由を守る楯として唱えていた逆説的状況をあげなければならない。しかし、それも束の間、大恐慌の勃発は、市場経済の崩壊と失業者の大量発生という資本主義史上未曾有の危機をもたらし、その結果、経済思想にも大転換を促した。すなわち、ビッグ・ビジネスを擁護するために使われていた自由放任と、独占の排除と競争の機会均等（free enterprise）とを要求した南北戦争前の経済的自由主義との峻別が説かれるようになり、しかも後者は元来、労働者の保護・救済など市場経済への積極的な政府介入と両立する、という逆説的な歴史解釈を伴った。こうして「福祉国家」の思想的基礎が築かれた⁸¹⁾。

ニューディール期から戦後にかけて優勢になったこのような概念的枠組の下で思想史研究を行なったドーフマンらが、株式会社設立の自由化を求めたケアリーの「アソシエーション」論をどう扱ったかは冒頭で紹介した。加えてケアリーは、通説とは逆に、保護関税を除く工場法などあらゆる政府介入（国家干渉）を嫌悪した⁸²⁾。だが、すでに明らかのように、社会進化論的な意味での適者生存と自由放任をケアリーは説いたのでも、まして「独占」を擁護したのでもなかった⁸³⁾。この意味でもとより彼は経済的自由主義者であった。が、同時にその理由は、彼が競争的個人の「インダストリーの自由」を説いたというより、むしろ、そのような諸個人の自発的協力の自由、すなわち、「結社の自由」を説いたことにある。ケアリーにとって、有限責任制の株式会社は、人々の自発的協力と相互信頼の上に成り立つとともに、そうした「心の習慣」（トクヴィル）を涵養し、制度的に保障する手段であった。

ケアリーの社会構想をさして、「かくして女性の権利は、法律によってではなく、株式会社を容認し工場を設立するニューイングランド方式に倣うことによって、かちとられるだろう」とドーフマンが揶揄するとき⁸⁴⁾、彼の歴史認識の時代的制約が浮かびあがってくる。法律による女性の権利保護というリベラルな思想がないといわんばかりのドーフマンの口吻は、多分に時代を取り違えている。男女を問わず「インダストリーの習慣」とその果実たる財産（株式）

81) Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Jackson*, Little, Brown and Company, 1945, ch. XXIV, esp., 316-317. Joseph Dorfman, "The Principles of Freedom and Government Intervention in American Expansion," *Journal of Economic History*, Dec. 1959. さらに Karl Polanyi, *The Great Transformation*, Rinehart & Company, 1944, 149 における鋭敏な指摘を見よ。

82) ケアリーが19世紀アメリカの経済思想家にあって異色なのは、彼が政府不介入を徹底して主張した点にこそあって、保護関税を主張した点にはない。cf. Judith Goldstein, *Ideas, Interests, and American Trade Policy*, Cornell University Press, 1993, 86-88.

83) cf. Arnold Green, *op. cit.*, 101, 123-127, 186. Sidney Fine, *op. cit.*, 18.

84) Joseph Dorfman, *The Economic Mind in American Civilization*, Vol. 2, 801-802.

所有こそが、ケアリーのいう「個性」すなわち諸個人の経済的独立と人間的尊厳の基礎であり、株式会社は諸個人の自発的連帯の「実践の場」なのであった。ケアリーに劣らず労働階級の地位の改善と人間的資質の向上とをはかる手段として株式会社を評価した、かのミルが、女性の雇用——労働市場における自由競争への女性の参入——に積極的な関心を寄せた理由が、実は、「女性の解放」を唱えたハリエット・ティラーの影響によるものであったとしたら⁸⁵⁾、ドーフマンははたしてどう言うであろうか。ケアリーにはミルと異なり、ハリエットのようなパートナーがいたわけではないが、1830年代には彼が指示した自立への道を実際に歩むローウェルの女工達のような働く女性がいた事実を忘れてはならない⁸⁶⁾。

(1996年9月16日成稿)

本稿は本年6月15日、日本大学で開催された第2回アメリカ経済思想史研究会における報告を手直ししたものである。報告の機会を与えていただいた関西学院大学田中敏弘教授にこの場を借りてお礼申し上げたい。

85) アリス・S・ロッシ（佐藤共子訳）「J・S・ミルとハリエット・ティラーの知的共同」『みすず』421号（1996年4月）の訳者解説を参照。

86) Thomas Dublin, *Women at Work: The Transformation of Work and Community in Lowell, Massachusetts, 1826-1860*, Columbia University Press, 1980, 23-57, 188, 197.